

大阪府薬事審議会関係法令・条例・規則

◎医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律145号)(抄)

第二章 地方薬事審議会

第三条 都道府県知事の諮問に応じ、薬事（医療機器に関する事項を含む。以下同じ。）に関する当該都道府県の事務及びこの法律に基づき当該都道府県知事の権限に属する事務のうち政令で定めるものに関する重要事項を調査審議させるため、各都道府県に、地方薬事審議会を置くことができる。

2 地方薬事審議会の組織、運営その他地方薬事審議会に関し必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。

◎大阪府附属機関条例（昭和 27 年大阪府条例第 39 号）（抄）

（趣旨）

第一条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項、第202条の3第1項及び第203条の2第4項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

（設 置）

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

一 知事の附属機関

名 称	担 任 す る 事 務
大阪府薬事審議会	薬事の振興についての重要事項の調査審議に関する事務

（報酬）

第三条 委員等の報酬の額は、日額九千六百円を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3 委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

（費用弁償）

第四条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3 前二項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

（支給方法）

第五条 委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

（委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関の組織、委員等の報酬及び費用弁償の額その他附属機関に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。